

## 東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業助成金交付要綱

(制定) 平成27年9月11日付27都環公総地第736号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が制定した、平成27年6月1日付27環地第48号「東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第53に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が都の委託を受け事務を執行する東京都中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 地球温暖化対策報告書 条例第8条の23第1項又は第2項に規定する地球温暖化対策報告書
- 二 省エネルギー診断 公社が都からの委託を受けて実施する省エネルギー診断
- 三 省エネ型クラウドサービス エネルギー効率の高いデータセンターを利用したクラウドサービス
- 四 オンプレミス 事業所内に事業者自らが所有又は賃借する ICT 機器を導入又は設置し、情報システム等を運用すること
- 五 契約原単位 クラウドサービスの契約における最小単位
- 六 サービス提供基盤 クラウドサービスを提供するためのコンピューティング資源の提供基盤

### (助成対象事業者)

第3条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- 一 都内の中小規模事業所を所有又は使用し、次のいずれかに該当するもの
  - ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合（以下「協業組合」という。）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合（以下「企業組合」という。）をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件に該当

するものを除いたもの（以下「特定中小企業者」という。）

(ア) 一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成会社を除く。

以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。

(イ) 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。

(ウ) 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

イ 特定中小企業者以外の資本金10億円未満の会社であって、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの（以下「その他会社」という。）

(ア) 一の特定大企業（資本金10億円以上の会社をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成会社を除く。以下同じ。）又はその役員が当該資本金10億円未満の会社の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を有していること。

(イ) 複数の特大大企業又はその役員が、当該資本金10億円未満の会社の発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を有していること。

(ウ) 一の特定大企業の役員又は職員が、当該資本金10億円未満の会社の役員に総数の2分の1以上を兼務していること。

二 次条に規定する、助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）

に係る中小規模事業所について、地球温暖化対策報告書の提出を、本事業の助成金の交付を申請する年度に行う者

三 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象事業）

第4条 助成対象事業は、都内の中小規模事業所において助成対象事業者が所有又は使用する情報システム等（以下「既存の情報システム等」という。）について、都が認定した「環境配慮型データセンター」又はJDCCが認定した「環境に優しいデータ

センター」を利用した省エネ型クラウドサービスを利用する方法へ移行させるものであって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 既存の情報システム等については、オンプレミスであること。
- 二 クラウドサービスについては、次のアからウのいずれかに該当すること。
  - ア データセンター内でのハードウェア構成単位、若しくは仮想構成単位、又はシステムリソース単位（CPU、メモリ、ストレージ、ネットワーク機器等）でのコンピューティング能力をサービスとして提供しているもの（以下「IaaS」という。）
  - イ データセンター内でのアプリケーションを稼働させるためのOS、ミドルウェア等のプラットフォームを含むコンピューティング能力をサービスとして提供しているもの（以下「PaaS」という。）
  - ウ データセンター内でのアプリケーション等を含むコンピューティング能力をシステム提供しているもの（以下「SaaS」という。）
- 三 省エネ型クラウドサービスを利用する方法に移行した後、既存の情報システム等のICT機器については、除却すること。
- 四 利用するデータセンターについては、日本国内に立地していること。
- 五 情報システム等に移行した省エネ型クラウドサービスについては、移行の翌年度から1年間以上継続すること。
- 六 省エネ型クラウドサービスを利用する方法への移行により、移行対象の情報システム等のエネルギー消費量を削減すること。

なお、助成対象事業者は、当該エネルギー消費量について、省エネルギー診断に基づき、実測の上報告すること。実測は、省エネルギー診断に基づいて行うもののほか、資格ある第三者の監督によるものでも可能とする。
- 七 助成対象事業者が契約するクラウドサービス事業者については、次の各要件を全て満たすこと。
  - ア 法人としての要件については、次のとおりとする。
    - (ア) 次の全てを満たすこと。
      - a 日本国において活動拠点を有していること。
      - b 安定的な事業基盤及び事業の継続性を有していること。
      - c 東京都又は公社所管の助成金等の一時停止等又は契約に係る指名停止を受けていないこと。
    - (イ) クラウドサービス事業者又はクラウドサービスの提供に携わる部門が次の第三者認証のうち一以上を取得し又は認定を受けていること。
      - a J I S Q 2 7 0 0 1
      - b I S O / I E C 2 7 0 0 1
      - c J I S Q 1 5 0 0 1
      - d プライバシーマーク

e ISO 20000

f ITSMS

g ASPIC情報開示認定(ASP・SaaS/IaaS・PaaS)

(ウ) これまでにクラウドサービスの提供実績を有し、それを証明できること。

イ サービス提供形態の要件については、次のとおりとする。

(ア) サービスの提供基盤として使用する ICT 機器については、データセンターに設置すること。

(イ) 提供するクラウドサービスの内容が定義されていること。

(ウ) 移行の翌年度から1年以上継続してクラウドサービスを提供すること。

ウ サービスの信頼性の要件については、次のとおりとする。

(ア) サービス品質に関する基準が定められていること。

(イ) クラウドサービスに対する死活監視、障害監視等、適切なサービス提供基盤の運用を行っていること。

(ウ) サービス提供基盤に対する不正侵入等の検知を行う等、適切なセキュリティ対策を行っていること。

エ 契約条件等の要件については、次のとおりとする。

クラウドサービスを終了する際には、助成対象事業者に相当な期間を設けて事前告知すること。

オ 提供するクラウドサービスの省エネルギー性の要件については、次のとおりとする。

(ア) 次の a から c について証明する書類を提示できること。

a クラウドサービスの契約原単位当たりの消費電力

b サービス提供基盤の消費電力

c クラウドサービス及びサービス提供基盤の仕様及び構成

(イ) 使用するデータセンターは「環境配慮型データセンター」又は「環境に優しいデータセンター」として公表されたものであること。

カ 報告及び情報提供については、次のとおりとする。

(ア) 助成対象事業者に対し、利用した契約原単位の数を示せること。

(イ) 都又は公社からの求めに応じ、クラウドサービスについての省エネルギー性を証明する書類等を提示できること。

キ クラウドサービスの内容その他の事項について疑義が生じた場合は、都又は公社による立入調査に協力すること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、公社が事業の実施に必要な経費であり適切

な支出であると認めたものとする。

一 移行作業費

既存の情報システム等を運用する方法から省エネ型クラウドサービスを利用した方法へ移行する際に発生する移行作業に係る経費

二 物品・サービス費

前号の規定による移行作業に必要なパッケージ及びライセンス費用並びに移行先クラウドサービスの初期費用及び並行稼働期間中のサブスクリプションに基づく利用等に係る費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。

一 企画及び要件定義に係る作業費用

二 既存の情報システム等に対して機能追加に要する費用

三 情報システム等の移行に係らない業務プロセス等の変更に伴う費用

四 既存の情報システム等を運用する方法から省エネ型クラウドサービスを利用する方法への移行作業以外の汎用パッケージ及びライセンス費用

五 撤去・除却費用

六 諸経費

七 消費税

八 第9条第1項の規定による交付決定の日以前に契約を締結したものに要する費用

(助成金の額)

第6条 助成金の交付額は、利用するデータセンターに応じて次のとおりとし、助成対象経費に各号で定める助成率を乗じた額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 助成対象事業に係る省エネ型クラウドサービスが環境配慮型データセンターを利用したものである場合は、助成対象経費の3分の1以内（1,500万円を上限とする。）

二 助成対象事業に係る省エネ型クラウドサービスが環境に優しいデータセンター（環境配慮型データセンターとしても認定されているものは除く）を利用したものである場合は、助成対象経費の6分の1以内（750万円を上限とする。）

(助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする者は、交付申請までに、地球温暖化対策報告書を都に提出しなければならない。ただし、ここにいう地球温暖化対策報告書は、その提出期限が交付申請する年度の規則第5条の19第1項で定める期日であるものとする。

2 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に、助成金交付申請書（第1号様式）、助成事業実施計画書（第2号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

なお、提出する部数については、別途、公社が定める。

- 3 同一の助成対象事業者からの交付申請は一回限りとする。

#### (申請の受付)

第8条 本助成金の申請については、平成27年度及び平成28年度に公募により受付するものとする。なお、申請の受付は先着順に行うが、公社の予算の範囲を超えた時点で申請の受付を停止する。

#### (助成金の交付決定)

第9条 公社は、第7条第2項の規定による交付申請を受けた場合は、当該申請の内容について書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、本助成金の交付又は不交付の決定を行う。なお、第4条第6号に規定する移行対象の情報システム等のエネルギー消費量の報告がない場合は、交付の決定は行わない。

- 2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の決定において、本助成金を交付とする場合にあっては助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

#### (交付の条件)

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、交付の条件として、次に掲げる条件及びその他本助成金の適正な交付を行うため必要と認める条件を付すものとする。

- 一 省エネ型クラウドサービスを利用する方法への移行により、エネルギー消費量を削減すること。
- 二 交付決定を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)は、助成対象経費に関して重複して本助成金以外の一切の助成金又は補助金を受給してはならないこと。
- 三 助成事業者は、前条第3項の交付決定通知書受領後、都が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に応じること。
- 四 助成事業者は、第7条第1項に定める場合のほか、次条に定める事業期間の最終年度までの実績に基づく地球温暖化対策報告書について、都に継続して毎年度7月31日までに提出すること。
- 五 助成事業者は、次条に定める事業期間の最終年度まで継続して、都及び公社が行う本事業の効果の分析に必要な書類の提出及び現地調査等に応じなければならない。

#### (事業期間の協力義務)

第11条 事業期間は、第21条第1項の規定による作業完了の届出を行った日の属する

年度の翌年度から起算して3箇年度目の末日までとし、助成事業者は、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、アンケート調査その他必要な事項に協力するものとする。

(契約等)

第12条 助成事業者は、交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争入札に付さなければならない。ただし、競争入札に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。

(事業の開始に伴う届出)

第13条 助成事業者は、第9条第3項の交付決定通知書を受領した日から30日以内に助成事業実施に必要な契約を締結し、助成事業に着手しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業の実施に必要な契約を締結した日から30日以内に、助成事業開始届（第5号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。  
なお、提出する部数については、別途、公社が定める。

(申請の撤回)

第14条 助成事業者は、第9条第1項による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出することができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。

3 交付決定前に申請を取り下げる場合についても、この条を準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第16条 助成事業者は、第7条第2項に規定する助成事業実施計画書に基づき、助成事業を遂行しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、変更を承認するものとする。ただし、交付決定額の増額は認めない。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第17条 助成事業者は、商号、住所、法人の場合における代表者の氏名等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第8号様式）を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 助成事業者は、第9条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、遅滞なく都の承認を受けるものとする。

(事業遅延等の報告)

第19条 助成事業者は、第7条第2項の規定により提出した助成事業実施計画書又は第16条第1項の規定により提出し、同条第2項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容に基づき移行作業等を進捗させるよう努めなければならない。

- 2 助成事業者は、やむを得ない事由により移行作業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに作業遅延等報告書（第9号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の作業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成事業の廃止)

第20条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、廃止を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者へ通知するものとする。

5 社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(作業の完了の届出)

第21条 助成事業者は、助成事業に係る作業が完了した場合、作業完了届（第11号様式）及び別表第3に掲げる書類（以下「作業完了届等」という。）を社に提出しなければならない。

なお、提出する部数については、別途、社が定める。

2 前項の規定による提出は、作業完了後30日以内又は平成30年12月28日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第22条 社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び現地調査等により、当該助成事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定する本助成金の額は、助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と第9条第3項の交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）とのいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付)

第23条 助成事業者は、前条第1項の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第13号様式）を提出しなければならない。

2 社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めるにものについてのみ、本助成金を交付するものとする。

3 助成金の交付の期限は平成30年度末とする。

(交付決定の取消し)

第24条 社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 実施要綱又は交付要綱若しくはその他社の定める事項を遵守しなかったとき。
- 四 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若し

くは構成員を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

五 四のほか、暴力団排除に関する誓約書に規定する事項に一つでも該当するに至ったとき。

六 助成事業の廃止を承認したとき。

七 その他法令又は条例等に違反したとき。

八 本事業に係る都又は公社の指示に従わないとき。

2 公社は、前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 第1項の規定は、第22条第1項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。

5 公社は、第1項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項、第4項及び第5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (本助成金の返還)

第25条 公社は、助成事業者に対し、第15条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

3 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第2項の規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (違約加算金)

第26条 公社は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納

付しなければならない。

- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (延滞金)

第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (他の助成金等の一時停止等)

第28条 公社は助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### (財産の管理及び処分)

第29条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。

- 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第14号様式）により公社の承認を受けること。

- 2 公社は、前項第2号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環総

地第6号) 3 2に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。

- 3 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に返還しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに取得財産等処分承認通知書(第15号様式)により、通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (助成事業の経理)

第30条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類を第21条第1項に規定する作業完了届を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならない。

#### (調査等)

第31条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### (指導・助言)

第32条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### (成果の公表)

第33条 公社は、助成事業実施後の二酸化炭素の排出量の削減効果等に関して継続的な分析を行い、都に報告するものとする。

- 2 助成事業者は、都が前項の報告に基づき行う事業者名、事業所名、事業所における削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表に協力し、かつ、都が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第34条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第35条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成27年9月11日付27都環公総地第736号）

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

別表第1（第7条関係）

	必要書類
1	移行前エネルギー消費量計算書
2	移行後エネルギー消費量計算書
3	商業・法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）
4	決算報告書（直近3年分）
5	納税証明書（直近3年分）
6	地球温暖化対策報告書提出書
7	暴力団排除に関する誓約書
8	助成事業経費内訳書
9	移行作業見積書（3社以上）
10	移行作業事業者情報
11	移行作業体制図
12	その他公社が指示する書類

備考

- 1 個人事業者の場合にあつては、3の商業登記簿謄本の代わりに開業届等とする。
- 2 協業組合又は企業組合の場合にあつては、3の商業登記簿謄本に、定款及び組合名簿を添付すること。
- 3 提出する部数については、別途、公社が定める。

別表第2（第13条関係）

	必要書類
1	移行作業契約書
2	その他公社が指示する書類

備考

提出する部数については、別途、公社が定める。

別表第3（第21条関係）

	添付書類
1	移行作業代金請求書
2	作業完了報告書
3	システム構成図
4	作業完了写真
5	その他公社が指示する書類

備考

提出する部数については、別途、公社が定める。